



日本スポーツ仲裁機構(JSAA)設立10周年記念シンポジウム

# スポーツの発展とスポーツ仲裁

—The Advancement of Sport through Sports Arbitration—

2013年6月19日(水) 13:30~17:30

東京ドームホテル地下1階「シンシア」

## 報告書



主催：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)

後援：法務省、文部科学省、(公財)日本オリンピック委員会、(公財)日本体育協会、(公財)日本障害者スポーツ協会、(公財)日本アンチ・ドーピング機構、(特非)日本オリンピック協会、(一社)日本パラリンピアンズ協会、(一財)日本ADR協会、日本スポーツ法学会

協賛：(公財)ミズノスポーツ振興財団、(株)アシックス、(株)デサント

協力：立教大学ビジネスロー研究所、立教大学ウエルネス研究所

お問い合わせ先 日本スポーツ仲裁機構  
TEL 03-5465-1415 (平日10:00~17:00)  
FAX 03-3466-0741



FOR ALL SPORTS OF JAPAN

スポーツ振興くじ助成事業

Photo by AP/AFLO REUTERS/AFLO





開会の挨拶で日本スポーツ仲裁機構について講演をする道垣内正人代表理事



「スポーツの発展のためのアスリートの権利保護」について特別講演をされる文部科学副大臣の福井照氏



日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) 設立10周年記念シンポジウム



# スポーツの発展とスポーツ仲裁

-The Advancement of Sport through Sports Arbitration-

主催:公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (JSAA) 協賛:公益財団法人ミスノスポーツ振興財団、株式会社アシックス、株式会社デサント



スポーツ仲裁の歴史と発展について基調講演をされる  
デニス・オズワルド氏



スポーツ仲裁機関の必要性について  
わかりやすく講演をされるオズワルド氏



シンポジウム会場はたくさんの参加者でにぎわった



後半のパネルディスカッションでは、様々な立場の第一人者がパネリストを務めた



パネルディスカッション司会のヨーコ ゼッターランド氏



パネルディスカッションは、それぞれのパネリストがスポーツの発展について話をした



スポーツ仲裁裁判所（CAS）で仲裁人を務めた経験を語る小寺彰氏



ドーピング防止活動を通してスポーツの価値について話をする浅川伸氏



過去に起きたスポーツ仲裁事案  
について話をする佐野和夫氏



政治家、元アスリート、そして競技団体の会長として  
スポーツに対する取り組み方の方向性を語る橋本聖子氏





スポーツの価値は、他の分野とコラボレーションすることによって高められると伝える太田雄貴氏



パネルディスカッション全体を通してスポーツの価値を確認できたことがよかったと語るオズワルド氏

## 特別講演者



### 福井 照 氏

文部科学副大臣、衆議院議員

*Teru FUKUI*

*Minister in charge of Sports,  
Member of the House of Representatives*

1953年大阪市生まれ。中学・高校はバレーボール部に所属。1976年に東京大学工学部土木工学科を卒業し、同年建設省（現：国土交通省）に入省。都市局土地区画整理事業対策官、都市交通調査室長等を経て1999年に建設省を退官し、2000年衆議院議員初当選（現在5期目）。2006年農林水産大臣政務官、2008年自民党政務調査会国土交通部会長、2009年党国会対策委員会副委員長、2011年衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員長等を歴任し、2012年12月より現職。文部科学副大臣としてスポーツを担当し、世界ドーピング防止機構（WADA）常任理事に就任。

## 基調講演者



### デニス・オズワルド 氏 *Dr. Denis OSWALD*

CAS 仲裁人、IOC 委員・前理事、世界ボート連盟（FISA）会長、ヌーシャテル大学教授、弁護士

*Judge at the Court of Arbitration for Sport (CAS),  
Member of the International Olympic Committee,  
Former member of the Executive Board,  
President of the International Federation of Rowing Associations (FISA),  
Professor at the University of Neuchâtel*

1947年スイス生まれ。ヌーシャテル大学、チューリッヒ大学、ケンブリッジ大学にて学位を取得、その後法曹資格を取得し、最終的に博士号を修得。現在は、弁護士として活躍し、またヌーシャテル大学教授として教鞭をとっている。スポーツ仲裁裁判所（CAS）の仲裁人候補者の一人である。スポーツにおいては、ボート競技のスイス代表選手として、1968年から1976年まで活躍した。現在は、世界ボート連盟（FISA）会長である。1991年から国際オリンピック委員会（IOC）委員であり、2000年から2012年までは理事を務めた。他にもIOCの法務、医学、スポーツ法等の委員会委員である。

**浅川 伸 氏** *Shin ASAKAWA*

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 専務理事  
*Chief Executive Officer (C.E.O.), Japan Anti-Doping Agency*

1969年群馬県生まれ。筑波大学大学院体育研究科卒業、約10年間の民間企業勤務を経て2003年に財団法人日本アンチ・ドーピング機構（現在は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構。）に就職。2007年5月同機構事務局長に就任、その後2011年4月同機構専務理事に就任（現職）。  
2004年オリンピックアテネ大会における世界ドーピング防止機構（WADA）アウトリーチチームメンバー、2006年アジア競技大会（於 ドーハ、カタール）International Doping Control Teamメンバー、2007年Pan American Games における世界ドーピング防止機構（WADA）インディペンデントオブザーバーメンバー、2009年ワールドゲームズ（於 高雄、台湾）International Doping Control Team メンバー。現在、日本オリンピック委員会アンチ・ドーピング委員会委員、Institute of National Anti-Doping Organizations (iNADO) 理事、一般財団法人嘉納治五郎記念国際スポーツ研究・交流センター理事。



**太田 雄貴 氏** *Yuki Ota*

フェンシング・ロンドンオリンピック日本代表選手、森永製菓所属  
*Member of the fencing All Japan of London Olympic, MORINAGA & CO., LTD*

1985年滋賀県生まれ。小学3年生からフェンシングを始め、小・中学共に全国大会を制覇。高校時代には史上初のインターハイ3連覇を達成した。日本代表として多くの国際大会に出場。2004年アテネオリンピックでは9位、2006年アジア競技大会ではフェンシング男子フルール個人で28年ぶりとなる優勝を果たすなど着実に実績を積み重ねる。2008年北京オリンピックにおいて日本フェンシング史上初の決勝戦へ進出し、銀メダルを獲得した。2009年のワールドカップ最終戦となるキューバ大会で優勝し、世界ランク1位となる。その後もアジア大会3連覇など好調を維持し、2010年の世界選手権男子フルール個人で日本人初となる銅メダルを獲得し、団体でも銅メダル獲得に貢献した。自身3度目の出場となった2012年ロンドンオリンピックでは、個人3回戦で世界ランク1位（当時）のアンドレア・カッサーラと対戦し延長戦の末惜敗。続く団体の準決勝（ドイツ戦）では、残り9秒から2点差を追いつき、延長戦で勝利。イタリアとの決勝では敗れたものの、団体銀メダルに導いた。



**小寺 彰 氏** *Akira KOTERA*

CAS 仲裁人、JSAA 仲裁人幹事、東京大学 教授  
*Judge at the Court of Arbitration for Sport (CAS), Member of arbitrator at Japan Sports Arbitration Agency (JSAA), Professor at the University of Tokyo*

1952年京都生まれ。東京大学法学部卒業後、東京都立大学教授等を経て東京大学大学院総合文化研究科教授。専門は国際法・国際経済法。著者として『パラダイム国際法』、『WTO 体制の法構造』等。スポーツ法・スポーツ仲裁に関する活動としては、スポーツ仲裁裁判所（CAS）仲裁人として、1998年長野冬季オリンピック大会CAS 特別仲裁部、2006年トリノ冬季オリンピック大会CAS特別仲裁部や、また我那覇対Jリーグで仲裁人を務めた。また日本スポーツ仲裁機構仲裁人として、日本スポーツ仲裁機構第1号事件（X 対日本ウエイトリフティング協会）及び第4号事件（X 対日本馬術連盟）の仲裁人を務めた。



## パネリスト

### 佐野 和夫 氏 Kazuo SANŌ

公益財団法人 日本水泳連盟 会長

*President of Japan Swimming Federation (JASF)*

1940年大阪市生まれ。慶應義塾大学工学部、ペンシルベニア大学院化学工学卒業。1963年日本鋼管株式会社（NKK、現JFE）入社後、技術研究所計測制御研究部長等を歴任。2000年定年退職。

1966年より20年間日本鋼管（NKK）水泳部監督を務め、オリンピック代表選手の育成、数回のチーム全国制覇を達成した。

また北京オリンピック（2008）、世界水泳など水泳日本代表選手団の団長を務めた。

1995年財団法人日本水泳連盟理事（現在は、公益財団法人日本水泳連盟。）に就任。その後、同連盟常務理事、専務理事、副会長・専務理事を歴任し、2009年から同連盟会長に就任し現在に至る。

2001年から8年間神奈川県水泳連盟会長を務めた。2010年から現在まで国際水泳連盟（FINA）理事に、またアジア水泳連盟（AASF）副会長に就任している。



### 橋本 聖子 氏 Seiko HASHIMOTO

スピードスケート・自転車競技元日本代表選手、参議院議員

*Former member of the speed skate and cycling All Japan, Member of the House of Councillors*

1964年北海道生まれ。駒澤大学附属苫小牧高等学校卒業、同年富士急行株式会社入社、1984年より1996年まで7回のオリンピックに出場。1992年アルベールビル大会にて、銅メダル獲得。1993年富士急行株式会社退社、1995年参議院議員初当選、2000年北海道開発総括政務次官、2001年参議院文教科学委員長。2003年自民党副幹事長、党北海道支部連合会会長、2008年外務副大臣等を歴任。

現在、参議院自由民主党政策審議会会長、参議院文教科学委員会委員、沖縄及び北方問題に関する特別委員会委員、公益財団法人日本スケート連盟会長、公益財団法人日本オリンピック委員会理事、公益財団法人ミズノスポーツ振興会評議員、公益社団法人全国スポーツ推進委員連合理事、NPO 法人日本知的障害者陸上競技連盟会長、北海道サイクリング協会会長に就任している。



## パネルディスカッション司会

### ヨーコ ゼッターランド 氏 Yoko ZETTERLUND

バレーボール元米国代表選手、嘉悦大学 准教授・女子バレーボール部 監督

*Former member of the volleyball All U.S.A.,*

*Associate professor and manager of volleyball club at Kaetsu University*

1969年アメリカ生まれ。6歳から日本で育ち、中学、高校時代は全国大会や世界ジュニア選手権で活躍。早稲田大学では、チームを関東大学リーグ6部から2部優勝にまで導いた。その後、単身渡米し、アメリカナショナルチームのトライアウトに合格。アメリカ代表として、1992年バルセロナオリンピックで銅メダル獲得、1996年アトランタオリンピックで7位入賞。1997年、ダイエーオレンジアタッカーズ（現久光製薬スプリングス）とプロ契約、1999年の引退まで、数々のタイトルを獲得した。

その後、スポーツキャスターとして、各種メディアへ出演するほか、後進の指導、バレー教室、講演、エッセー執筆などで幅広く活動。また、Jリーグ理事や文部科学省関連の委員などバレーボール以外の分野でも活躍。2009年からは、大学院にて「アスリートのメディアトレーニング」についての研究を進め、2011年、鹿屋体育大学体育学研究課体育学専攻（修士課程）を修了した。2013年、嘉悦大学女子バレーボール部監督に就任した。



# はじめに

## 道垣内正人（公益財団法人日本スポーツ仲裁機構代表理事（機構長））

### 1 設立10周年のお礼の言葉

日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）は、2003年設立から、2013年で、設立10周年となった。10年前にJSAAを設立した時のことを思うと、何とか10年目を迎えられたということで、非常に感慨深いものがある。全てはスポーツ界の方々のJSAAに対するご理解の賜物だと思っている。JSAAが設立10周年を迎えられたことについて、皆様に感謝申し上げたい。以下、JSAAのこれまでの設立経緯や活動内容を説明することをお許し頂きたい。

### 2 JSAAの歴史

1998年頃、国際的にドーピング防止活動を強化していこうという動きがあり、それに対応して、日本では日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が設立された。その際、JADAのドーピング検査結果に基づき制裁がなされた場合に、その制裁について争いが起こることが懸念された。そして、その争いを解決するためには第三者機関が必要ではないかということが1998年作成の報告書に付記された。

他方で、水泳の千葉すず選手（以下、「千葉選手」という。）がシドニーオリンピック代表選手選考についてローザンヌにあるスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という。）に仲裁を申し立てるといった事件が起きた。当時、JSAAは未だ存在していない状態だった。CASは、結論として日本水泳連盟による代表選手選考決定の取消しを求める千葉選手の請求を棄却したものの、代表選考基準の非開示等について問題がある旨指摘した。日本においてはこれがスポーツ仲裁の初めてのケースで、スポーツ界が仲裁手続の概要及び効用を認識することができた事件といえる。当時JSAA設立に向けた準備をしていた委員会が日本において仲裁機関を設立すべきか否かのアンケートを実施したところ、79%の競技団体等から設立すべきと回答を得た。それを後ろ盾にして、2003年4月7

日にJSAAが設立され、その後一般財団法人になり、この4月から公益財団法人となった。

### 3 JSAAの組織

現在、評議員会は、評議員長を藤井正雄元最高裁判所判事とし、競技団体推薦の3名、アスリート関係の1名、中立の立場の3名の計7名で構成されている。実務を執行する理事会は、競技団体推薦の3名、アスリート関係の3名、中立の6名の計12名で構成されている。

仲裁及びその事務処理機関の組織にとって何よりも大切なことは、中立性を保つことである。すなわち、アスリート側に立つわけでもなく、競技団体側に立つわけでもなく、中立的な判断がされるという仕組みが信頼を得ることに繋がる。JSAAの活動資金は競技団体からの維持会費がその主要部分を占めているが、競技団体側に偏らない活動をする仕組みになっている。

### 4 3つのタイプの仲裁

JSAAの仲裁には3つのタイプがある。

1つ目は、行政訴訟型である。これは、私人や企業が行政から下された処分を争う行政訴訟と同じような形で、選手が所属する競技団体から下された処分を争う形の仲裁である。例えば、競技団体がA、B、Cの選手を代表とした場合、選考から漏れたD選手がその決定の取消を求めて争うものである。また、Eという選手に対する競技団体による資格停止処分決定を争うものもある。その申立料金は、5万円である。この費用は、手続コストを賄う趣旨ではなく、みだりに申し立てるといことがないように熟慮していただくという趣旨で設定したものである。実際の費用としては1件当たり30万円～50万円ほどかかるため、ケースが多いほど赤字になる仕組みになっている。この赤字を競技団体が維持会費として負担しているため、競技団体内の紛争処理を外部に委託して、その委託料を支払うという仕組みとなっていると

いえる。

2つ目は、民事訴訟型である。例えば、スポーツの競技会運営者と放送局の間の放映権に関する契約において紛争が生じたような場合に、それを裁判ではなく、仲裁により解決するためのものである。この型の仲裁は、残念ながらこれまで1件もない。契約書の中にあらかじめ仲裁条項を入れておくことが必要であり、まだまだ宣伝不足で利用されていないが、手続の用意はしている。

3つ目は、刑事訴訟型である。これは、誰かの権利が侵害されたという争いではなく、秩序を乱したことに対する制裁に関する仲裁である。国の刑事法の仕組みでいえば、検察官が起訴して裁判所が処分を決定するわけだが、スポーツの世界では、ドーピングというルール違反を日本アンチ・ドーピング機構が摘発し、第一次的には、日本ドーピング防止規程に基づき設置される日本ドーピング防止規律パネルによって処分が決まるが、その判断に対して、選手がそもそもドーピングをしていない、あるいは、制裁が厳しすぎるという不満をもつ場合や、国際競技連盟やドーピング防止機関が処分が甘すぎると考える場合に、その争いを解決する仲裁がこのドーピング紛争仲裁である。

行政訴訟型と刑事訴訟型のケースの大きな違いは、国際的な関心の度合いが全く違うことにある。日本から誰がオリンピックに出るかは、日本の問題であって国際的に関心を呼ぶ問題ではないが、日本のトップアスリートがドーピングをしたのか、あるいは、どれほどの制裁を受けるべきなのかということについては国際的な関心事項である。そのため、後者については、国際的な競技団体も仲裁を申し立てたり、仲裁手続に参加できる仕組みになっている。また、JSAAの判断に対してCASに上訴することもできる。

## 5 仲裁合意の必要性(自動応諾条項の採択状況)

行政訴訟型の仲裁は、裁判と異なり、アスリート等が競技団体の決定を争う申立てをした場合に必ずそれを受けなければならないわけではない。そのような国家法の仕組みはない。したがって、仲裁は、アスリート等と競技団体との間に、仲裁によって問題を解決する旨の合意があることが前

提となる。もっとも、一般的に見れば、紛争が起こった後では、競技団体側が仲裁応じない可能性がある。そのような不安的な状況では、不満を持つアスリートが仲裁申立てをすることを躊躇するおそれがある。そこで、あらかじめ競技団体が代表選手選定等の決定に不服があれば仲裁によって解決する旨を定めておくことが重要である。このことを定めた条項を「自動応諾条項」という。自動応諾条項を盛り込む競技団体が100%になれば、実質的に裁判と同じ仕組みになる。国民がいつでも裁判手続を利用できるのと同じように、アスリート等がいつでも仲裁手続を利用できることになる。

この条項の採択を各競技団体をお願いしてきたが、現時点で、上位の3団体は当然採択しているが、JOCの加盟・準加盟団体でも60%程度(2013年4月1日現在)しか、まだ採択していただいていない。都道府県の体協まで含めると、34%(2013年4月1日現在)とさらに低い。最近では、全日本柔道連盟に採択していただいた。一般に自分たちのした決定に対して第三者がその是非を判断するという仲裁に応じることは非常に煩わしいことだと思う。しかし、いつでも第三者による手続に応じる用意があると宣言することが翻って、公正な決定が行われることを確保することになるのであり、アスリートが安心してスポーツに没頭できる環境整備のため、全競技団体が自動応諾条項を採択しているという状況の実現を目指したいと考えている。

## 6 過去の取扱事案数

行政訴訟型のスポーツ仲裁すなわち競技団体の決定を争う型の仲裁の申立てが23件あり、そのうち仲裁判断が出たのは17件である。この差の6件は、仲裁申立ての後当事者間で話し合いがされ、それで解決したものや競技団体側が仲裁判断を待つまでもなく自主的に決定を変更したものである。

しかし他方、アスリートが勇気を出して仲裁申立てをしたにもかかわらず、競技団体が仲裁に応じなかった場合が8件もある。これらは、前述の自動応諾条項を採択していない競技団体を相手とする仲裁申立てであって、個別の仲裁合意に応じ

なかったものである。裁判所に訴えることができればまだ救われるが、裁判所は、法律を適用して判断できる問題しか扱わないため、代表選手決定が不当だと訴えても訴えは却下とされる。選考から漏れたことにより精神的に被害を受けたことを理由として慰謝料請求をすれば裁判所も扱わないわけではないが、判断が出るのに時間がかかるし、金銭をもらえたとしても決定が取り消されるわけではないので、いずれにしても、裁判所の手続ではあまり有効な解決が期待できない。

したがって、スポーツをめぐるこの種の紛争の解決手段としてはスポーツ仲裁手続が最も有効な手段である。にもかかわらず、上述の通り8件については仲裁合意が得られず、仲裁手続が開始されないということになってしまった。この背後には同様の事件で、競技団体が仲裁に応じてくれそうもないので、そもそも泣き寝入りをしたというケースもあるはずであり、早急に不応諾案件の解消策を打っていききたい。

次に刑事訴訟型であるドーピング仲裁は3件扱

っている。もともとのJSAAの発足の目的は、ドーピングに関する紛争の処理だったが、ドーピングに関する問題はまだそれほどない。

3類型すべてに関して相談件数はこれまでに203件となっているが、数を見ていただくと、2012年度は倍増して44件になっている。この44件も氷山の一角であり、まだまだ潜在的紛争はあると思われる。

## 7 終わりに

スポーツに関する法律をもつ数少ない国であり、かつ、その法律の中で紛争の解決を迅速かつ適正にするために国が必要な措置を講じると規定されているということは、世界に誇ってよいことだと思う。したがって、スポーツに関する紛争を解決する環境が徐々に整ってきたといえ、今後ともJSAAを発展させスポーツの発展に貢献できればと考えている。さらに、昨今のスポーツをめぐる不祥事にも対応できる仕組みを考えていきたい。

## 特別講演

福井 照（文部科学副大臣、衆議院議員）

### 1 我が国のスポーツ政策を巡る現状

#### (1) スポーツ基本法の制定及び内容

1961年の「スポーツ振興法」制定から50年以上が経過する中で、地域スポーツクラブの成長、スポーツによる国際交流・貢献の活発化、スポーツ仲裁やドーピング防止活動の必要性の高まりなどの変化があり、スポーツのための新たな法律を制定する必要性がクローズアップされるようになってきた。そして、2011年に議員立法により「スポーツ基本法」が衆参全会一致で成立した。

この基本法のポイントは5つある。

1つ目は、「スポーツは、世界共通の人類の文化」と位置づけている点である。日本は今、文化芸術立国及びスポーツ立国として、国柄を決めようとしている。

2つ目は、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」、いわゆる「スポーツ権」を位置づけ、その権利保護の観点から、

安全の確保や健康の保護増進、スポーツに関する紛争解決等に関する規定を充実させている点である。これらの点まで規定している点で、世界に冠たる法律であるといえる。

3つ目は、スポーツ団体に関し、「運営の透明性の確保」等のガバナンスの充実やスポーツに関する紛争の「迅速かつ適正な解決」を規定している点である。この「透明性」という言葉は、先進国首脳会議（G8）の議題になっている。

4つ目は、今後のドーピング防止の国際的な動向に対応するために、「ドーピング防止活動の実施に係る体制の整備」を規定している点である。

5つ目は、スポーツ庁の設置、スポーツに関する審議会等の行政組織の在り方について、「行政改革の基本方針との整合性に配慮して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と規定している点である。財政規律を守るため、行政組織をあまり増やさないとというのが行政改革の

基本方針だが、「スポーツ立国」の観点から、スポーツ庁の設置を検討する旨を規定している。

現在の文部科学省スポーツ・青少年局は、平成25年度末現在で113人の定員（うち、スポーツに関連する職員は60人程度）であり、霞ヶ関の中でも小さい局である。したがって、スポーツ立国を達成するためには、文化庁や観光庁と同様に、スポーツ庁を設立することが非常に大切である。すなわち、スポーツを国民全体で大事にしていることを世界中の人に分かってもらうため、「庁」を設ける必要がある。イギリスやフランスでは、スポーツと冠する省庁が存在している。

## (2) スポーツ基本計画の策定及び内容

「スポーツ基本計画」は、「スポーツ基本法」を具体化したもので、2011年9月の中央教育審議会でも文部科学大臣の諮問が行われ、翌年3月の答申に基づき策定されたものである。2012年4月からの5年間で、ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上のための施策等、7つの政策課題に対して施策を講じることを規定している。

## 2 アスリートの権利保護や公正性の確保

### (1) ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上

「スポーツ基本計画」では、政策目標として「ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上」を規定した。また、そのための施策として、

- ① ドーピング防止活動の推進
- ② スポーツ団体のガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組の推進
- ③ スポーツ紛争の予防及び迅速・円滑な解決に向けた取組の推進

の3つを定めた。

諸外国でもガバナンスを向上させるための取組が行われており、イギリスには「TTTA (Things to Think About)」という基準がある。これは、スポーツ団体の自己診断ツールであり、イギリスのスポーツ団体はこのルールを用いて、ガバナンス状況の自己診断を行っている。同様のものはカナダにもあり、「SFAP (Sport Funding and Accountability Framework)」というもので、ス

ポーツ団体への補助金交付のための認定基準を定めている。この中には、「スポーツ紛争が生じた際、外部の紛争解決機関への上訴も含めた内部不服審査プロセスがスポーツ団体内に存在しているかどうか」といった基準も定められている。

### (2) スポーツ指導者の資質能力の向上

スポーツ指導における暴力は絶対に許されず、暴力を使わないスポーツの指導者を養成しなければならない。昨今の事件に関連して、下村大臣は2月に公表した大臣メッセージで、今回の事案は「日本のスポーツ史上最大の危機」とし、危機意識を発信した。そして、暴力を使わないスポーツ指導者を養成するにはどうしたらいいかを検討するため、私の下にタスクフォース（「スポーツ指導者の資質能力向上のための有権者会議」）を4月に立ち上げた。

監督者やコーチ、指導者のパフォーマンスの全てを包含する言葉は「コーチング」ではないかと考えている。日本には、物理学や化学同様、コーチング学という学問は存在するが、その教科書は、高校にも大学にもない。そのため、私は今、「学問のすすめ」と同じようにコーチングの指針となる「コーチング学のすすめ」に取り組んでいる。7月に報告書を出す予定であり、ご覧いただければ幸いである（その後7月2日に報告書を取りまとめ）。

### (3) 日本スポーツ振興センター法の改正等について

本年5月には、独立行政法人日本スポーツ振興センター法が改正された。これにより、日本スポーツ振興センターは、「スポーツに関する活動が公正かつ適切に実施されるようにするために必要な業務」を行うことができるようになった。

## 3 おわりに

オリンピック憲章には、フェアプレーと非暴力の精神を尊重し、しかるべく行動しなければならない、また、あらゆる点で「世界ドーピング防止規程」を尊重し、遵守しなければならないということが規定されている。

私がスイスのローザンヌに出張した際、嘉納治五郎氏が近代オリンピックの創設者であるピエー



ル・ド・クーベルタン男爵に送った手紙を見せていただいた。つまり嘉納氏は、オリンピック憲章の精神を作るときからオリンピックに関わっていたということである。オリンピック憲章はヨーロッパ人が作ったものだと思いがちではあるが、日本人の文化もオリンピック憲章に反映されている

ということをこの手紙で再認識した。

文部科学省として、スポーツ界のキーワードである「Athlete First」の実現に向けて、国民全員がアスリートであり、国民全員が、一人一人がファーストになるような世の中を目指している。

## 基調講演

デニス・オズワルド (CAS 仲裁人、IOC 委員・前理事、世界ボート連盟 (FISA) 会長、ヌーシャテル大学教授、弁護士)

### 1 導入

#### (1) スポーツ不介入の時期

私は1983年の設立以来約30年、CASの仲裁人としてアスリートの権利保護に当たってきた。スポーツは長きに渡りレジャー活動の一環として考えられ、報酬を得るための活動とは考えられていなかった。したがって、アスリートは、競技団体の決定をそのまま受け入れて、異議を申し立てることはなかった。すなわち、従来、スポーツ界と法はほとんど関係がなく、競技団体の決定が裁判所で争われるということもなかったのである。

#### (2) 発展

しかし、20世紀になってから、スポーツがプロ化し多額の金銭が関係するようになると、スポーツは重要な社会現象の一つになった。そして、アスリートの権利意識も向上し、競技団体の決定を争うケースが増加した。たとえば、私の出身国のスイスをはじめヨーロッパ諸国においては従来、医療過誤を理由に医者を訴えるということは、あまり考えられなかった。しかし今は、診断や治療に不満がある場合に医者を相手に訴訟を起こすことは普通である。

これと同じようなことがスポーツの世界でも起こってきた。様々な規則において競技者の権利義務について細かく定められるようになり、スポーツが新たに職業にもなったため、エージェントやマネージャーが出現し、従来であればアスリート1人でやっていたことを分担するようになった。スポーツ界において、様々な専門家が登場するよ

うになったのだ。

#### (3) 複雑なルール

上記のような発展をうけて、スポーツのルールもそれだけ複雑になった。国内又は国際競技連盟、場合によっては政府までも様々なルールを作ったため、スポーツ界でルールが相錯綜するような状況が生み出されてしまったのである。その結果、法がスポーツ界にも入り込むようにもなった。

ルールには主に3つの源がある。1番目の源はアスリート及びスポーツ団体である。アスリートは、自分が所属しているスポーツ団体がつくった規則には従うことが通常であろう。

2番目の源は、国レベルの法律である。具体的には、日本におけるスポーツ基本法のようにスポーツ専門につくられた法律や規則である。たとえば、スポーツクラブを律する法律や規則である。

3番目の源は、統括団体が制定する規則である。国際競技連盟、国際オリンピック委員会、IOC、FIFA等は、連盟方式を採用し連盟としての規則をもっている。

1番目のルールの中で、スポーツの基本的なルールを設定する。たとえば、このゲームでボールを手で触っていいかどうかという基本的なルールを設定しスポーツを律しているのである。それに加え、付随的なルールもある。優勝者の決定方法や出場資格等の細かいルールが決められている。

このようにルールの数が増えているので、各ルールに齟齬が生じてしまう場合がある。また、ルールの間には上下関係があり、国レベルの法律及

び規則ならびにスポーツ団体が制定した規則がピラミッド構造をなしている。もっとも、スポーツ団体が制定する技術的な項目に関する規則については、裁判所はその規則の妥当性について判断できない。例えば、FIFAがピッチの大きさを決めたとする。これに関して裁判所に訴えてピッチの規模を変えてほしいと主張することはできない。これは、技術的な項目であり裁判所の法的判断には適さないのだ。しかしながら、技術的な項目以外の規則については、外部の第三者機関によって検証することができる。現代では、法的な側面については裁判所がスポーツ団体の判断に介入することが増えている状況にある。

## 2 スポーツ仲裁機関の必要性

### (1) スポーツ専門の判事及び裁判所の必要性

普通の裁判所は、一般的な案件で手一杯で、スポーツに関する案件まで受理する余裕がなかった。一般的に、裁判所の判決が出されるまで長い時間がかかってしまう状況にある。したがって、スポーツに関する案件をなかなか受理してもらえないという状況が生じた。

また、判事の中には、スポーツに対する知識がなくその精神に対する理解もない、あるいは、スポーツに対する関心もないという判事がいた。かつてCASが設立されるきっかけとなった有名な事件があった。サッカーの大会期間中にサッカークラブの判断に関して裁判に提訴された。それに対して、オランダの判事は6カ月かけたうえで、問題となったゲームの15分間をやり直せという内容の判断を下したのである。すでに大会は終わっていたため、やり直したところで結果になんら影響は出ない状況であった。それについて、IOC元会長であるファン・アントニオ・サマランチ氏は、判事がスポーツの素人だったからそのような判決出したのだろうと憤慨した。そこで、専門的なスポーツ裁判所をつくるべきだという動きが生まれた。つまり、スポーツとは何かを十分理解し、かつ、法律的なバックグラウンドももっている判事を擁する裁判所が必要と考えられたのだ。

### (2) 迅速な解決の必要性

例えば、ボクシングの試合の第1試合目で、2

人のボクサーの間に問題が起こった場合を想定する。勝ったほうが次の日にもう1ゲーム戦うというようにトーナメントが進むため、第1試合の勝者が本当に正しかったのかどうかを、3日も4日もかかって判断していると、大会日程に全然間に合わない。トーナメントが進んでから資格停止処分がなされたのでは、トーナメント全体がゆがんでしまう。だからこそ、スポーツの世界では特に迅速性が大切である。前述のサッカーの例でも、大会が終わる前に判断がされないと意味がない。オリンピック・パラリンピックではなおさら、迅速性が求められる。通常の裁判所ではとても処理できない問題である。

### (3) 費用、国境、平等の問題

次に費用の問題がある。

アスリートは、費用を考慮して裁判所に訴えを提起することを躊躇するということがある。しかし、一般的にCASのような仲裁機関であれば、様々な利害関係者から補助金を得ているため、低い費用で公平な判断を受けることができる。CASにおいては、各国際競技連盟、各国オリンピック委員会及びIOCがそれぞれ資金の拠出をしている。したがって、手続利用者は最低限の手数料さえ払えば良い。つまり、誰でも費用が障害にならずスポーツ仲裁機関に申立てができる。

また、国境の問題もある。裁判所は、基本的に国内の問題についてのみ管轄権をもっている。それゆえ、日本の裁判所が判決を出しても、当該判決が効力を有する範囲は日本国内のみであり、日本国外には及ばない。しかしながら、スポーツは国際性豊かな領域であるため、例えばいったん判断が出たら、一つの国だけではなく国外においても一律に効力が及ぶようでないという意味がないのである。

このことはとりわけドーピング防止規則違反の制裁に関する紛争において重要な点である。例えば、あるアスリートが資格停止処分を日本で受けたとしても、日本国外である中国、ドイツ、フランスでプレイを続けることができる場合には、制裁の実効性が担保できない。これに対処するため、専門的かつ国際的な裁判所がスポーツの世界で必要になる。そうすれば、いったん出た判断は全世界

界規模で有効なものとなる。

同時に、アスリート間の平等の問題もある。各国の裁判所で判決を出す場合、それぞれの判事は、それぞれの文化的背景をもとに判決を出すため、同じ状況においても、判決内容が異なりうる。同じような事例に関しては、平等な処遇をすることが望ましい。これは、国際的な仲裁裁判所でよりよく実現できることである。

陸上短距離のブッチ・レイノルズ選手の例を説明しよう。スイスのチューリッヒにおいて、バルセロナオリンピックの前にドーピング防止規則違反で出場停止処分になり、オリンピックに出ることができなかった。その出場停止期間にスポンサーを何社も失ってしまった。そしてそのことに不服を感じ、アメリカの判事に申立てをしたのである。そして、4年間出場停止処分が間違った判断であったという理由で、2730万ドルの賠償金支払い命令が下された。このような高額な賠償金をアスリートが勝ち取ることは他の国ではあまり考えられないであろう。もっとも、数年かかってアメリカ最高裁判所まで争われた結果、レイノルズ選手は、結局このお金を手に入れることはできなかった。

#### (4) 仲裁の意義

仲裁は私的に紛争を解決する手段であり、商事仲裁等は古くから存在している。仲裁手続を経て出される仲裁判断に裁判所の判決同様の実効性をもたせるためには、2つの条件があると考えられる。それは、仲裁人が中立であることと手続きの基本的なルール（例えば、弁論する権利、審問を受ける権利、証拠を提出する権利、弁護士の支援を受ける権利など）が尊重されていることである。CASは、スイスの最高裁判所から、これらの条件を満たしているというお墨付きを得ている。

一部から、私的な判断であり公共性がないという批判もある。しかし、標榜する原則は公の裁判所と同じものなので、その批判は妥当しない。標榜する原則とは、第三者による判断を提供することである。すなわち、国内または国際競技連盟によって判断が下され、その判断について不満がある場合には、外部の司法機関である第三者機関に上訴し、その判断を仰ぐことができるということ

になっている。アスリートにとっても、また、関係者にとっても、最終的には、客観性のある公平な第三者機関の判断を得ることができる。

また、CAS仲裁手続は執行範囲に関してもメリットを有している。国レベルの裁判所が出した判決は、その国だけでその判決が執行されるということになる。域外で適用させるためには、追加的な手続きを踏まなくてはならない。これに対して、仲裁判断は、ニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）の加盟国間においては、加盟国の裁判所に対して別の国の仲裁機関が下した仲裁判断の承認及び執行を求めることができる。しかし、例えば10カ国で執行する場合には、その手続きを10回行わなくてはならないため、時間や費用がかかる。

他方で、国際的なスポーツ専門の仲裁機関であるCASにおいては話が異なる。たとえば、仲裁手続の当事者である国際競技連盟が、国際競技連盟はその傘下にある国内競技連盟に、当該選手は2年間出場停止という内容のレターを送ると、国内競技連盟はその判断に従うという構造になっていたため、執行がスムーズに行われることになる。

#### (5) その他の仲裁のメリット

仲裁手続は、秘密が保持されるという点でメリットがある。公の裁判手続は原則として公開される一方、仲裁手続は原則非公開なので、争っているという事実が世の中に知れることもない。

また、仲裁手続は、対決型ではないというメリットもある。二つの当事者が自らの立場を披れし合った上で、柔軟性をもって判断できる。選手は、それ以降も国際競技連盟と関係を持ち続けるわけであるから、訴訟よりも両者の関係が悪化せずに済むであろう。

さらに、CASでの仲裁手続においては、スポーツに詳しい専門家が300名ほど載った仲裁人候補リストの中から、各当事者が1人ずつ仲裁人、好みの人を選ぶ。したがって、少なくとも自分で1人の仲裁人を選べる。国の裁判所であつたら、判事を自分で指名することはできない。そして、CASでは、仲裁言語を選ぶこともできる。オリンピックの公用語に限られるが、同時通訳を自分で手配すれば自国語を使うことも可能である。

### 3 CASの設立及び発展

#### 設立経緯

サマランチ氏がIOC会長であったときに、先述の理由からスポーツ界で専門裁判所が必要であるとされた。その背後には、スポーツ紛争件数が急増していたという事情とサマランチ氏が通常の裁判所ではその解決に不十分と感じていたことがある。そこで、IOC及びハーグの国際司法裁判所副裁判官（当時）のケバ・ムバイエ判事を通じて、スポーツ専門の裁判所を作ることになった。その後、1983年のIOC総会で承認され、翌年CASが設立され、活動をはじめた。国際競技連盟は当初、CASに権威を認めるかについて大変慎重な姿勢であったが、その後数年かかって、CASを、自らの決定に対する不服申立機関として認めてくれるようになった。

もっとも、あくまで当事者間で合意をしたが場合に判断を仰ぐことができるという形で認められた。具体的な合意の方法として、何か紛争が起こったときにはCASを唯一の機関として不服申立てをすることができるのと連盟の規約に書いておく方法がある。現在では、国際競技連盟規約の中で、CASのみに不服申立てをできると定められている場合が多い。また、オリンピックのエントリーシートにおいても同様のことが記載されている。このような形で、事前に合意される場合が多い。そして、1985年か1986年になって、CASに初めての仲裁案件が出てきた。設立当初から案件が持ち込まれるわけではなかった。

JSAAも頑張っしてほしい。時が経つにつれ、国内競技連盟も徐々にJSAAの権威を認めると思う。アスリートの権利擁護のために、JSAAが日本でももっと広範に使用されるようになっていくことを期待している。

#### CASが抱えていた問題と1994年の組織改革

設立当初CASが抱えていた問題は、仲裁判断の内容がIOCの言いなりになってしまうのではないかと国際競技連盟が危惧を抱いていたことであった。さらには、IOCが恣意的に仲裁人リストを作成しているのではないかとという危惧もあった。

ある日、ドイツの乗馬のグンデル選手が、スイスの最高裁判所に、「CASは独立性・不偏性に欠

けており、そのような仲裁機関が出した判断は受け入れられない」という訴えをおこした。その訴えについてスイスの最高裁判所は、CASは全ての基本的な原則（独立性、不偏性、仲裁人の公正性）を満たしていると認めたものの、それはIOCが当事者である場合を除くという条件付きであった。なぜならば、当時、IOCがCASの事務局の賃料、仲裁人の報酬等をはじめ全ての経費を払っていたからである。

そこで、CASは組織改革が必要だということになり、その後できたのが、CASを監督する役割を担うスポーツ仲裁国際理事会（以下「ICAS」という。）である。これは、様々な分野の人で構成されている。組織改革により、IOCではなくこのICASが監督機関となり、特定の人がCASに影響力を持つことがないようにしている。その後、スイスの最高裁判所は2003年にCASの独立性・不偏性について検討する機会があり、CASはIOCが当事者となる場合も含めて全ての機関に対して独立だと判断した。これ以降、中立性に関する問題は解決された。

この改革、すなわち1994年にICASを作りIOCではなくICASを監督機関とした組織改革は、パリで調印されたのでパリ協定と呼ばれている。

### 4 CASの組織構造

4つの手続がある。1つめは、上訴仲裁である。これは、国際競技連盟の決定について不服申立てがある場合の手続きである。2つめは一般仲裁である。まだ誰にも裁かれていない訴訟案件がある場合の第1審という形で行われる手続である。3つめは臨時仲裁であり、例えばオリンピック・パラリンピック開催期間中に設けられるものである。4つめは調停である。調停は仲裁とは違い、全く違うやり方の紛争解決手段の一つだが、調停は仲裁より後に導入されたものである。調停はこれまであまり使われていないが、当事者が集まって解決策を見いだそうとするものである。調停人が中に入って和解案を決め、当事者がそれを受け入れるか決める。あまり使われていないことからすれば、和解はスポーツの世界にはなじまないのかもしれない。

特に臨時仲裁部について説明したい。1996年に

オリンピックがアトランタで開かれた当時、IOCは、アスリートがアメリカの裁判所に訴訟を提起することを恐れていた。アメリカでは判事がどのような内容の判決を出すか分からない。そこで、CASの一部を期間限定でアトランタオリンピックに限って設置しようということになった。20名の仲裁人が選ばれ、臨時仲裁部が作られた。少なくとも6人が常に待機している仕組みで、申立てから24時間以内に仲裁判断を出すということになっていた。そして、アスリート全員に対して、仮に不服がある場合にはその臨時仲裁部で争うという内容で一筆書かせた。そこでは、かなりの数の仲裁判断が出た。それ以来この臨時仲裁部は、オリンピック・パラリンピックが開かれるたびに開設されている。ほかにもFIFA（国際サッカー連盟）やUEFA（欧州サッカー連盟）も同様に臨時仲裁部を開設している。

## 5 結論

70年代のはじめころから、スポーツのプロ化が目立ちはじめ、数々の不服申立てがされるようになった。他方で、国際競技連盟はなかなかその事態に対応できなかった。連盟内部も体制が整っておらず、内部的な意思決定手続も確立されてい

なかったのだ。他方で、アスリートのほうも、国際競技連盟とできれば、争いは避けたいと思っていた。

しかしCASで審理すると、多くの場合はアスリートの申立てが認められている。つまり、連盟側に十分な規則がなかったと認められているということである。現に私が仲裁人として最初に扱った第1件目はアスリートのことを全然知らず単に文章を頼りにして競技連盟が一方的に判断を出してしまった事件であった。

そのことに対する国際競技連盟の反応は、当時の国際競技連盟規則は十分ではないから、アスリートの権利を守るためにより良いものを作ろうというものであった。国際競技連盟としても、ルールの改善に努めたのである。つまり、CASができたおかげで、それぞれの国際競技連盟もしっかりといいルールをつくるようになり、アスリートもそれをベースにして自らの権利をよりよく、擁護できるようになったということである。これが、国内レベルの競技連盟にも波及し、そこでもよりよいルールをつくるため、システムを整備してアスリートの権利を擁護することを前向きに考えるようになった。これは、アスリート・ファーストという考え方である。

## パネルディスカッション

### 1 司会及びパネリストの自己紹介

ヨーコ ゼッターランド (司会) :

私の現役中は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）の存在はなく、スイスにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という。）が存在していたのみであった。初めてCASの存在を知ったのは、2000年のシドニーオリンピックで私が現役を退いたちょうど1年後に、スポーツキャスターとして、スポーツの現場のみならずその周辺のことを取材するようになってからである。

他方で、CASの日本版ともいえるJSAAの10年間の歩みについては、ほとんど知らなかった。したがって、今日は司会という立場で、逆にこれまでその発展に携わってこられた皆さまや現役アス

リートの太田雄貴氏（以下「太田選手」という。）のお話を伺いながら勉強させていただくつもりである。

小寺 彰 :

1997年にCAS仲裁人に任命され、オリンピック・パラリンピックごとに設置されるCAS臨時仲裁部に、1998年の長野の冬季オリンピック（以下「長野オリンピック」という。）の時に参加した。その後、2006年イタリア・トリノの冬季オリンピックのCAS臨時仲裁部でも仲裁人を務めた後、我那覇和樹氏対Jリーグのドーピング事件、最近ではルーマニアの空手選手対世界空手連盟のドーピング事件でも、CAS仲裁人を務めた。

他方、JSAAについては、1998年の長野オリンピックの段階から、日本にも独自の仲裁機関を作

るのか、それとも、CASの日本支部を作るのかという相談を受け、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。かつては「財団法人」であった。）の中で道垣内正人機構長（以下「道垣内機構長」という。）と一緒にどのような仕組みがいいか検討をし、JSAAの発足時から仲裁人幹事を務めるとともにこれまで2つの仲裁案件に関わっている。

道垣内機構長とデニス・オズワルド先生（以下「オズワルド先生」という。）のお話でコントラストがはっきりしたCASとJSAAの違いについて、両者に関わった私から解説をしたいと思います。まず、CASは、国際レベルの選手及び国際レベルの競技を主な対象としている。他方で、JSAAは、国内レベルの選手及び国内レベルの大会を主な対象にしている。これが決定的な違いである。もちろん、我那覇和樹氏選手対Jリーグのように、CASで国内レベルの問題を扱うことは可能である。

この違いは、JSAAとCASのバックグラウンドにある思想の違いを反映している。まず、CASの基本的な思想は、スポーツ競技は法の下にあるというものである。すなわち、そこで生じた紛争は権利義務に関するものであるため国内の裁判所において裁くことができるが、より迅速かつ専門的に判断する場としてCASが作られた、というものである。したがって、CASの仲裁は、スイス・ローザンヌにおいて適用される法、具体的には、ローザンヌで適用されている仲裁法（民事訴訟法）に基づく仲裁であり、CASの仲裁判断は、スイスの裁判所で取り消される可能性があり、実際に取り消されたものもある。他方、日本のJSAAの基本的発想は、道垣内機構長からお話があったように、スポーツ競技は法の外のものだというものである。すなわち、スポーツ競技における紛争は国内裁判所では基本的に判断できないからJSAAを作った、というものである。したがって、JSAAの仲裁判断については、例えば東京地方裁判所が日本の仲裁法に基づきコントロールするということは想定されていない。全くの私的な紛争処理だという捉え方である。

浅川 伸：

私ども公益財団法人日本アンチ・ドーピング機

構（以下「JADA」という。）は、JSAAと一緒に国内のスポーツの健全さをアピールするため、今後も協力してやっていきたいと思う。先ほど福井照副大臣（以下「福井副大臣」という。）、道垣内機構長及びオズワルド先生のお話をうかがっていて、共通するメッセージは、スポーツ紛争に関して第三者の意見を聞くことができる環境があり、しかもその意見が信頼のおけるものであることが重要であるということだと思う。そのことが、ひいては選手の権利やスポーツ団体のガバナンスに直接的につながってくる問題であるとあらためて感じた。

オズワルド先生のお話の中で、ギャランティ・フォー・フェア・ディシジョン（Guarantee for the fair decision）という言葉があったが、信頼のおける意見を聞くことができる環境があるということは、組織にとっても個人にとっても、とても重要なことなので、JADAやJSAAは、やはり選手や競技団体から信頼を置かれる立場に居続け、その活動が身近にあると感じていただける立場になっていかないといけないとあらためて肝に銘じた。JADAも一昨（2012）年に10周年という節目を迎え、今後もJOC、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）はじめ各スポーツ団体の皆さんと協力しながら、まさにアスリート・ファーストを実現するために必要な組織という認識をもって日々精進することが重要であると思う。そのような連携がとれるいいパートナーシップが作れば良いとあらためて考えているところである。

佐野 和夫：

現在、公益財団法人日本水泳連盟（以下「日本水泳連盟」という。）会長、国際水泳連盟理事、アジア水泳連盟の副会長を務めている。スポーツ仲裁と水泳連盟との関係では、千葉すず氏（以下「千葉選手」という。）のCASに対する仲裁申立てがスポーツ界の草分け的な問題であるといえる。それは、道垣内機構長が分類したパターンうちの行政訴訟型すなわちアスリート対競技団体の仲裁である。

日本水泳連盟には、競泳、飛込、水球、シンクロ、オープンウォーター、日本泳法など6種別の競技

が所属しているが、競泳とほかの種別は選手選考の方法が全く違う。競泳はタイムできちっと選考の可否が出る。飛込やシンクロは、審判員が採点をして、その結果に基づき代表選手を選考する。水球は、チーム競技なので、選考する方法が大変難しい。これまで競泳と水球の選手選考で問題が起こったが、競泳については、当時まだJSAAが創設されていなかったため、CASで仲裁が行われた。また、最近の水球の代表選考に関する問題では、JSAAで仲裁手続・判断が行われた。

いずれにしても、アスリートと競技団体の間で問題となりやすい事項については、あらためて公正性と透明性をモットーにして進めていくという考えが重要である。

#### 橋本 聖子：

私は元アスリート、JOCの理事、そして、参議院議員という立場という様々な角度からの思いを話すようにという趣旨でご指名をいただいたと考えている。

仲裁機関に必要なことは、問題が起きた後の事後的な対応だけではなく、日頃から問題が起きないように対策を練ることである。そのために、選手、監督やコーチあるいは組織といった形の中でガバナンスがしっかりと保たれることが重要であると考える。それに関して、JSAAには大変な努力をしていただいていると思っている。

オリンピック憲章には、スポーツを政治的に悪用してはならない旨が規定されている。他方で、スポーツが発展する環境づくりのためには、政治的な視点からのスポーツへの取組みが大事なことであることは否定できず、関与の程度は大変難しい問題である。2年前（2011年）に制定したスポーツ基本法3章にはスポーツ仲裁や調停の中立性及び公正性が保たれるように国が必要な施策を講じるという内容を、またスポーツ基本計画には、スポーツ団体のガバナンスを強化するという内容を盛り込んだ。このような法的整備がなされる中で、国とJSAAの連携をどのようにしていくか、あるいは、紛争を起こさないためのガバナンスを構築することに対して国としてどのような援助をするかが重要である。そのために、アスリート・ファーストという観点の中で、私自身アスリート

及び政治側の両者の状況や気持ちを知る人間として力を尽くしていきたいと思う。

#### 太田 雄貴：

まだJSAAにお世話になったことはないが、今後もお世話にならないほうがありがたいと思い、今現役生活を送っている。

アスリート・ファーストといわれるが、選手がどこまで競技団体のコーチや監督と密接に関係しているかという問いに対して、おそらく代表レベルの選手のほとんどは、上の人が決めたことに選手が従わざるを得ないという本音をもっていると思う。これからは選手の声も聞いていただく時代が来たのかなと思っている。

現在、プロ以外の競技団体において選手会が存在することはほとんどないと思う。僕はフェンシングで選手会を作ろうとがんばったが、選手は練習し結果を出さなければならないという中でなかなか選手会に割く時間がなく、難しい部分があった。したがって、競技団体の側で選手会等の設置をしてもらえることが一番いいと思うが、できるだけスムーズに選手の声が上にまで届く環境が重要であると思う。たとえば選考方法について、競泳は一発勝負で、フェンシングも世界ランキングをもとに選考するので問題は少ないが、チーム競技やコーチ推薦であると少なからず選考側の主観が入るのでもめることは仕方がないが、やはり全員が納得できることを目指していくことが大事だと思う。そして選手が競技のことだけを考えて練習できる環境を、フェンシングをはじめ他の競技団体も目指していくべきだと思う。

#### デニス オズワルド：

最初に今まで皆さんがおっしゃったことに言及すると、アスリートは必ず自分の意見を言う権利があるということが重要である。私はスポーツに還元するため、国際競技連盟や国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）の委員を務めてきた。私自身スポーツをやっていたとき、たくさんの方々にボランティアの方々にコーチングや応援をしていただき、そのおかげで選手生活を送ることができた。したがって、次世代の選手にも同じような経験をしていただきたいと考えている。

私が世界ボート連盟会長になったとき、最初にアスリート委員会を作った。それは世界ボート連盟の一組織であり、委員はアスリートが互選で選ぶ方式を採用した。委員長は、理事会の理事としたので、アスリート委員会の声を、理事会を通じて反映させることができるようになった。したがって選手が理事会に意見を言うことができ、われわれ理事としても選手の声聞くことができた。そして世界大会ごとに世界中からアスリートが集まり、すべてのアスリートに意見を言うてもらったようにした。アスリートを1か所に全員集めることもよくやっていた。しかし、選手は大会に参加することを優先すべきなので、大会中にアスリート委員会を催すことはやめたが、常にアスリートの声に耳を傾けたいと思っている。しかし、すべての声を即座に反映することはできない。また、3～4年ずれて意見があがってくる場合もあるが、長期的な視点で考えなくてはいけないことも確かであり、せっきく選手の方から声をいただいたのだからそのニーズは絶対満たさなければいけないと考え、常に満足してもらおうと努力してきた。

次に、基調講演でも申し上げたところだが、仲裁の利点について言及する。それは、競技種目または国が違ってアスリートとして平等な処遇を受けることができること、そして、仲裁については各国それぞれにおいて実施ができるということである。

仲裁のおかげで、アスリートの権利が保護されるようになった。昔は連盟として十分な体制ができていなかった。連盟の役員としては、競技団体が出した判断に対して、不服申立てがされるとは思っていなかった。したがって外部の人に何か言われても、耳を傾けることが少なかった。

しかし現在、この姿勢は変わった。これは、仲裁機関ができたおかげだ。その知名度をあげて信頼性を得るためにちょっと時間がかかったが、今は確立している。もっとも、日本のJSAAはもしかしたらまだ知名度や信頼性が十分ではないかもしれない。もう少し多くのスポーツ団体や国内の競技連盟の方に知ってもらう必要があるのではないかなと思う。例えば、JOCの加盟団体会議のうち15分ぐらいの時間で、すべての連盟に対して、

こういう仲裁の機構がありますよ、仲裁を行うとこういう利点がありますよという広報活動をする機会があつていいと思う。

また、それぞれの連盟の規則の中にその内容を書いていただき、仲裁のルートを前もって用意しておくことが重要だと思う。事前に合意しておけば、いちいち国の裁判所に行く必要はないということであり、これはスポーツ全体の発展に寄与することであり、アスリートのためにもなると思う。

## 2 スポーツ仲裁に期待される役割

**ゼッターランド：**スポーツ基本法において、スポーツを通じて多くの人々が幸福で豊かな生活を営むことができる権利について規定された。アスリートだけではなく、観客である国民がアスリートの活躍を見て感動できる環境作りのために、仲裁機関には大きな役割を果たすことが期待されているといえる。スポーツ基本法には、スポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、そして、公平・公正性の向上ということが盛り込まれている。

そこでこのことを踏まえ、スポーツ紛争を迅速かつ適切に解決することがスポーツの発展にどう結びついていくか、またよりよいスポーツ環境を作るために今後JSAAはどのような役割を果たしていくべきか、そのお考えをあらためてうかがいたい。

**小寺：**スポーツは、現代社会において非常に大きな役割を果たしている。私に関わった我那覇和樹氏対JリーグのCASドーピング紛争仲裁についても、仲裁判断について新聞の一面で報道された。日本において、スポーツに関する新聞記事は非常に多く、オリンピック・パラリンピック開催期間中は、連日新聞紙面をにぎわす。これらのことから、スポーツの価値は世界のみならず日本においても非常に高いものになっているといえる。

もっとも、スポーツが適正に行われているということが確保されないとスポーツの価値を維持するということとはできない。数年前は相撲界で、最近は柔道界で大きな問題が出てきているが、このように問題がいろいろ出てくるとスポーツの運営について疑念が生じ、ひいてはスポーツそれ自身



の価値を損ねることになる。

しかも、先ほど橋本聖子先生（以下「橋本先生」という。）からもお話があった通り、多くの財政的な支出がスポーツに対して行われている。例えば、オリンピック・パラリンピックの派遣選手について言えば、派遣費用のほぼ半分は、国庫から出されている。それは、すべてスポーツが適正に行われているということを前提にしており、それを確保することが重要になる。

アスリート・ファーストといいながら、なかなか選手の声が届かないというような現実がある。そういうときにルールに基づいて、適正にスポーツが運営されているということを、選手のみならず国民に対しても見せていく必要がある。そのためには、紛争が起こったらそれが第三者の目で審査されるというメカニズムが絶対不可欠である。そういうメカニズムを国内裁判所が果たせないとすると、それに代わるものが当然必要になるわけで、その役割を果たすのがJSAAだと思う。

今回、スポーツ基本法制定にあたって、仲裁に関する条項が入れられたことは、非常に画期的なことであり、10年前であれば、ほとんど考えられなかったことである。スポーツ基本法が仲裁を非常に高く位置づける一方で、JOC加盟団体の中に、未だ仲裁に関する自動応諾条項を採択していない団体があるということは、非常に奇怪なことである。今後、自動応諾条項の採択率を増加させていくことが、社会におけるスポーツの価値を高める、そして、一生懸命トレーニングに励んでいる選手に対して報いることにもつながると思う。

**ゼッターランド**：国内、そして海外に向けて日本のスポーツの価値を高めるということの大切さを痛感した。それに向けてどのように組織を作っていくか、機構を作っていくかということが問われてくると言えるのではないかと思う。この10年間で、特に日本のスポーツを取り巻く環境は、ずいぶん変わってきたと思う。

**佐野**：具体的な例話になるが、10年前までは選手選考に関する仲裁が発生するとは思ってもいなかった。千葉選手のCAS仲裁申立てはシドニーオリンピック日本代表選手選考に関わることであっ

た。現在、日本水泳連盟の競泳は一発勝負で日本代表選手選考を決定しており、透明性があり、皆さんに高く評価していただいているが、実はシドニーオリンピック当時から一発勝負の選考を行っていた。シドニーオリンピックの競泳日本代表選手選考基準の1つめは、選考会である日本選手権で2位以内に入ることである。2つめは、国際水泳連盟（以下「FINA」という。）が設定する参加標準記録をクリアすることである。FINAの参加標準記録は、AとBという基準があり、Aの方が、記録が高い（速い）。各種目に2人ずつエントリーできるが、2人エントリーする場合は、2人ともAの参加標準記録を満たさなくてはならず、難易度が高い。1人だけエントリーする場合はBの参加標準記録を満たしていればよいということになる。さらに3つめの基準があり、これがやや誤解を招いた基準である。それは「世界に通用するレベルであること」という抽象的な表現の基準であった。

千葉選手は、当時の日本の女子自由形の中ではトップクラスであったが、その頃すでに日本の自由形のレベルは、世界から大きく遅れをとっていた。したがって、千葉選手の記録は、世界のレベルでは準決勝に進めるかどうかかわからないというような記録だったわけである。そこで選考委員会は、やはり三つ目の基準がクリアできていないことを理由に、千葉選手を選考しない判断をした。

それに対し、千葉選手自身としては当然、A標準の記録をクリアしているし、日本選手権で優勝しているから、代表は間違いないと考えていた。さらに様々なやり取りをした後、千葉選手はCASに仲裁申立を行った。そのような経緯を経て、結果的にCASの裁定では、千葉選手の請求を棄却したが、先述の3つめの基準があいまいだったと指摘され、水泳連盟に対しては選考基準を事前に明確に選手たちに分かりやすいように伝える必要があるという内容の指導があった。そして選手側の仲裁費用を一部負担することという内容の判断が下された。

その後、日本水泳連盟としては、選手が代表になるための条件が明確に分かる手立てをしなければいけないということ、また選考レースをテレビや会場で観戦している方々に対しても、代表選手

選考の基準を明確に表示して分かりやすくし、理解をいただいている。具体的には、FINAの参加標準記録A標準の上に日本水泳連盟独自の派遣標準記録を設定し公表して、この記録を上回らなければ代表選手には選考されないと規定している。日本水泳連盟の派遣標準記録のレベルは、国際大会で準決勝に進出することが十分可能であり、さらにメダル争いに加わるようなレベルの高さに設定している。これによって、選手に対して明白に透明性があり、公正性があるということで、選手は安心してレースに参加できる状態にある。

それから、もう1点は、最近JSAAで仲裁申立てがあった水球代表選手選考の問題である。日本水泳連盟は複数の競技を一緒に管轄しているが、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ハンガリー、およびロシアのような水泳の先進国は、競技ごとに管轄が分かれている。たとえば、競泳競技の連盟、飛込競技の連盟、水球競技の連盟などこれらは別々の管轄である。日本はそれらを全て日本水泳連盟が管轄している。その中で、世界水泳等の国際大会で交流し、意見交換すると、各連盟、競技ごとの連盟に選手と競技団体の間で不服申立てが結構あり、特に、オーストラリアやアメリカに仲裁申立てが多いと聞いている。

今回JSAAで仲裁申立てがなされた水球選手はトップクラスの技術を持っていたが、水球のチーム編成の選考においては様々なことを考慮する必要がある。その選手は2013年現在32歳である。2013年5月にFINAの水球世界ワールドリーグという大会があった。その大会について代表選手を選考する前に、日本水連は2016年リオデジャネイロオリンピックを目指し代表選手を若返らせていく、そして新しい攻撃の戦法やチームワークを作っていくという方針の下、監督を決め、代表選手を選考した。JSAA-AP-2013-003号仲裁事案の仲裁申立てを経て、チームスポーツにおいては代表選手を選考することは、非常に難しいと感じた。水球には、競泳のようにタイムのような明確な基準がない。以前、水球の代表選手を選考するときは、選手の基本基礎能力を全部数値化し、それを反映させたいうえで、選考委員がゲームを見て、選手のパフォーマンスを判定しながら選考していた

が、なかなか本番の試合でチームワークの問題があり結果が出ない。そのため、今度のリオデジャネイロオリンピックに向けては、基本基礎能力の数値化は絶対的には採用せず、監督の意見や考え方も取り入れて選考する方針で代表選手選考を行った。今のところそれは非常に効果的に進んでおり、2013年水球世界ワールドリーグでもそれなりの強豪国を倒して、よい結果が出ている。しかし、どのような方法で代表選手選考を行っても、引き続き透明性、公正性のある代表選手選考を適切に行わなければならないということを非常に感じている。

最後に1つ、JSAAのスポーツ仲裁手続の中で迅速性について話をしたい。不服がある場合代表選手が選考された後に仲裁申立てがなされるが、申立てをした時点で派遣の競技会がスケジュール的に目前に迫っている。その短い期間で仲裁手続の処理をしなければならないので、日本水泳連盟にも時間的に、また経済的に大きな負担がかかり、選手にも負担がかかる。双方に負担がかかりすぎることは頭が痛い問題ではあるが、やはり選手には様々なチャンスを与えて、門戸を開かなければならないということは、今十分感じているところである。

**ゼッターランド：**ここまでの事例や取組みをうかがうと、選手、アスリートに対してはもちろん、国民の皆さまにとってもスポーツの透明性、公正性、公平性が確保されていることは重要だと感じる。新聞やテレビ等のメディアの報道を通じて、日本代表として世界の舞台で戦っていく選手たちを応援する立場から見たときに、さらに応援したくなるというところでは、競技団体が、問題が起こったあとにその問題に対してどのように取り組んでいるかということも反映されて、さらに応援したくなるというサイクルが生まれてくると思う。また、競技団体のその紛争解決の取組みが、スポーツの価値を高めることにもつながってくる。代表選手選考等の紛争に関わる場所では、JSAAの発展がスポーツの発展の一つのきっかけになると考えられる。

続いて、もう一つスポーツ基本計画の中にある、JSAA発足のきっかけとなるドーピング防止の間

題を扱っているJADAに大きく関わる部分について話を移そうと思う。特にドーピングに関する取組みは、世界的にここ10年ぐらいで大変厳しくなってきたと思う。その中で、まず世界に認めてもらうためには、日本国内でのドーピング防止の取組みや、世界ドーピング防止機構（以下「WADA」という。）との連携が必要であると考え。また、JSAAのような仲裁機関が発足したということについて、ドーピング防止に関する側面からの評価を、国際会議にも出席されていらっしゃる浅川伸氏（以下「浅川氏」という。）に、お話をうかがえればと思う。

浅川：今お話しいただいた通り、ドーピング問題に限らずと今は言ったほうが良いと思うが、“スポーツの不正”という日本語にすると“不正”という問題が、時節柄語られている状況にある。2013年6月に私はヨーロッパで国際会議に出る機会があった。それは、スポーツに関わる行政のスポーツの大臣クラスの方々が、世界各国から集まってくる会議であった。その会議では、ベルリン宣言というものを出すということが議題であった。ベルリン宣言で取り上げられたことは、大きく分けて次の3つのテーマである。1つ目が、「Access to Sport as a Fundamental Right for All」ということで、日本で言うと「Sport for All」、スポーツ基本法のまさに冒頭で言われていることでもありスポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができることがすべての人々の権利だと、そしてそれをどうやって行政の単位、または、文化として、または社会の基盤として実践していくのが非常に具体的な事例をもって語られた。

それから2つ目は、「Promoting Investment in Physical Education and Sport Management」ということである。この会議に出た時に、学校体育が当たり前の中で育ってきた私たち日本国民にとっては、校庭やプールがあって、運動会があって家族と一緒に弁当持ってという、日本の学校体育の環境が殊更に恵まれているということを痛感するセッションがあった。そこでは、スポーツが人を育てるとよく言うが、人にスポーツをする機会を与える、アクセスという問題が非常に話題と

なっていた。たとえば、ジェンダーの問題では特に女性がスポーツに参加をすることがトピックとなっていた。また、国の発展度合い、発達度合い、政情的な安定の度合いの中で、スポーツなんてしている場合ではないという国でも、スポーツが一つの望みになって、それをきっかけに社会に道がひらけたということが事例として出ていた。

最後に、特に私が関与していたのは、3つ目のテーマは、「Preserving the Integrity of Sport」ということで、ドーピングを中心として、スポーツの不正に対していかに対応していくのか、仕組み作りをしていくのが様々な立場から語られていた。その中で、日本でも八百長という言葉があるが、その会議で出ていたのは、マッチ・フィクシング（Match Fixing）とイリーガル・ベッティング（Illegal Betting）である。日本語では、たとえば、審判の買収や、不正賭博と訳されると思う。それが、スポーツの価値を貶めるということで、社会的なスポーツに対する脅威をあらためて認識した上で、いかにスポーツの価値を守っていくのかということが、その国際会議では、2日間にわたって議論された。やはりスポーツに価値があるということはもちろんですが、その価値がどこで作られているのか、どういう理由で価値があるのかというようなことを改めて考えさせられた。

アスリート・ファーストと口々に言うが、スポーツは形があるようでないようなものである。体育館を作ればスポーツができるわけではないし、プールがあればスポーツが成立するわけではない。やはりアスリートの存在が重要である。そのアスリートが、安心してパフォーマンスを発揮することで、正当な評価を得られる環境があって初めて、本来の意味のスポーツがそこで実践されるし、その舞台の上で初めてスポーツが展開されるとあらためて感じている。

そういう意味からすると、私たちの行っているドーピング検査、または、ドーピング防止教育というものは、そのルールから外れた人に対して罰則を課すということも一つの活動になっているので、先ほど代表選手選考の事前周知の話、まさに佐野和夫氏（以下「佐野会長」という。）のお話にあった通り、選手にとって不利益の生じるよ

うな罰則を課すことがあってはならず、また、選手に知識がなかったことだけで不利益を得るといふようなことがあってはいけないともあらためて思う。

その中で国内の事情に話を移すと、日本でのドーピング防止規則違反は、他国と比べると少ない状況ではあるが、スポーツがグローバルにまた国際基準のもとで展開される中で、日本はドーピング防止の体制やドーピング紛争仲裁手続が整ってなくても、アスリートのドーピング防止規則違反が少ないので問題ないという議論は全く通らないので、アスリートの方も、自分たちをサポートする、又は、何かあったときにきちんと意見を聞いてもらえる体制がグローバルのスタンダードであるということがあって初めて、いろいろな面で安心して世界の舞台に立っていけると思う。そういった意味からも、私たちのドーピング防止活動やJSAAの活動を含む、スポーツの価値、インテグリティ (Integrity)、公平、公明及び公正性というものを高めていく、維持していく活動が今この時代であるからこそ重要であるとあらためて感じている。

**ゼッターランド:**今お話がここまで出てきた中で、やはりスポーツの価値というものが一つの大きなキーワードになっていると感じる。そして今、浅川氏のお話の中で、スポーツの価値がどこでどうやって作られていくか、そのまさに作られている場所を考えると、国によってもその価値というものは作られ、高められていくと思う。また、現場で頑張るアスリートの姿勢によっても、その価値が作られ高められていくのではないかと感じた。

**橋本:**様々なお話を聞かせて頂き、スポーツに対するよりしっかりした体制を国として整えていかなければいけないとあらためて感じている。もっとも、スポーツ界にいて、さらにスポーツ界に携わりながら政治の世界で仕事をさせて頂くと、スポーツの価値を高めるということは、実は、まずスポーツ界がやらなければいけないと、政治家としてスポーツ分野に取り組むほどに感じている。政治はそれを待っているだけということでは決してないが、スポーツの力、文化力をもっと引き出

すことに主体的に取り組まなければならないのは、実はスポーツ界だと思う。

国の関心が低いとか、早くスポーツ基本法を改正しないといけないとか、あるいは、もっとスポーツに対しての予算を多くしてもらわなければいけないとか、国に対する要望は非常に多いが、それを分かっている私自身が、政治の場でその声を大きくすればするほど、スポーツ界は何をやっているのだということになりかねない。その部分が、これまで壁にぶつかってきた要因の一つでもあると感じている。

スポーツの予算でも、かつて文化とスポーツの予算はほとんど一緒だったが、文化は20数年前に文化庁になってから1,000億円規模になる一方、スポーツはまだまだ240数億ということで、その差は大変大きくなった。その予算を文化庁予算と同じようにしていくには、早くスポーツ庁を設置することも当然だが、そのためには、スポーツ界においてどれだけガバナンスの向上、ひいてはスポーツの価値を高めていくことができるかを示して頂くことも必要になっているというのが現状である。JSAAにおいても、ちょっとした問題であっても選手が活躍しやすい環境整備をし、よりスポーツの現場の声を汲み上げてほしい。そのように問題解決が小さな段階からなされていくということは、一つの大きな文化力にもつながり、ひいてはスポーツだけではなくて、青少年の育成の、特に心の部分にも非常に大きな役割を果たしていくことにもつながっていくと思う。JSAAに国が予算を向けていくことによって、青少年の育成ということにも大きな意味があると思う。

それともう一つは、アスリート・ファーストという話である。私も常にアスリート・ファーストを念頭に置いて、公益財団法人日本スケート連盟(以下「日本スケート連盟」という。)の会長を引き受けたので、すぐに選手会を日本スケート連盟の中で作った。フィギュア、スピード、ショートトラックの3つの部門があるが、それぞれ責任者を出してもらい、スケートの選手会がアスリート委員会を立ち上げ、私自身が直接、選手の現状についての話を聞ける環境を整えた。ただ、すべてがアスリート・ファーストでいいのかと言うと、決してそうではないっていうこともぜひ分かって

頂きたい。アスリートの中には、ただ単に我儘を言うだけの人もいる。それをしっかりと聞いてあげた結果、逆にその選手を潰してしまったという例も実際にある。本当に努力をして、その努力をなんとか引き上げてもらいたいと言うアスリートの我儘は、私はいくらでも聞くと言っているが、ただ単に我儘を聞くことがアスリート・ファーストなのかというと、決してそうではなく、それらをしっかりと選手同士で話し合っ、そして、真のアスリートの資質向上を自ら目指すということも、競技力と同様にしなければ、スポーツ界の発展はないと感じている。

またそこでは、育てる側の資質も非常に大きな役割を果たすと思う。ただ単に、金メダリスト、日本一世界一の選手を育てたいと、コーチや監督あるいは競技団体が言ったとしても、実際に選手以上にコーチや監督や競技団体自体の資質が世界一でなければ、世界一の選手を育てることができないという基本的な考えを、それぞれの競技団体が持たない限り、本当のアスリートは育っていかないと思う。

したがって、そのことをどのように国がしっかりと法的なことも含めて整備をしていくのか、環境を整えていくのかということにかかっていると思う。スポーツというのは、教育だと思っている。真の教育現場をスポーツ界自ら作りあげていく、それが国を動かす力になっていくと信じているので、そのことに関して、これから現場の声をしっかりと国政に届ける役割も果たしていきたいと思う。

**太田：**スポーツの力、スポーツの価値を高めていくことについて、具体的な話をするのが難しい。スポーツは投資しても返ってくるものではない。私は22歳のときに、無職で北京オリンピックに挑みました。その北京オリンピックで、メダル獲得したから、現在、今の所属先の森永製菓に所属することができた。仮に、あの時メダルを獲得していなかったら、私はこのシンポジウムのパネルディスカッションでパネリストとして話をすることもできていないし、世の中で太田雄貴を知っている人もいなかったと思う。

私は、スポーツをスポーツ単体でとらえようと

することに疑問を抱いている。つまり、スポーツは、スポーツ単体で見せようとするとう限界を感じてしまう。スポーツは、他の分野と様々な形で携わっていくことでその力を発揮できると考えている。例えば、被災地復興等である。

私は今、スーパーフェンシングを立ち上げて、福島県をはじめ全国各地を回っている。そのスーパーフェンシングで、子どもたちはフェンシングについて詳しく分からないけれども、お昼休みの時に、紙でフェンシングの剣を作ってチャンバラみたいな感じでフェンシングごっこを始めていたことをみて、言葉ではなく、体で感じて動いていけるというのは、まさにスポーツがもっている力であると感じた。子供たちは、目をキラキラさせてスポーツ選手の話聞くのである。今、福島県はなかなか外で運動ができないため、室内で行えるスポーツとしてフェンシング等に携わっている人たちもいる。こういった様々な局面で、スポーツが別な分野で果たせる役割は大きいと思う。

体を動かすことは、人間にとって一番大事な資質だと思う。確かに、スポーツは、もともと衣食住以外の余分なところから発生しているかもしれない。しかし、普通に生きるだけで満足する生活ではなく、人間はもともと欲があるものだと思うので、より人生を豊かにするための大事なアイコンとして、スポーツはとても重要な役割を担っていると思う。

スポーツを今後もっと発展させていくためには、スポーツ単体ではなく、スポーツが様々な分野とコラボレーションしていきながら、さらにスポーツの価値を高めていく。そして、自分たちのフィールドだけで固まらずに、柔軟かく、広い視野を持って、いろいろな分野と様々な形で、携わっていく。例えば、被災地の復興や、オリンピック・パラリンピック招致等でスポーツが関わっていくことで、さらに日本が元気になればいいと思う。私も、日本が元気になるために、アスリートとして携わっていきたい。

**ゼッターランド：**やはりいろんな形でシンポジウムを行い、まだあまり知られていない取組みに関して、より多くの人に知っていただくことも一つの形であるが、今、太田選手のお話を聞くと、現

役のアスリートがもつ力、よりたくさんの方に話を聞いていただける力も重要であると感じた。

私は、この司会の話をいただくまでJSAAがどのような役割を果たすのか、詳細がわからずにいた。まだまだ現役の選手の中にも知らない人がいると思う。仲裁に関する知識をもつこと、あるいは、選手間で自分たちがどのように取り組むことが大事かを話すことによって、そのスポーツ界の一端にいる者としてできることが広がるというように、良いサイクルが回り始めるのではないかと感じる。

**オズワルド：**全体としてスポーツの価値を確認できてよかった。これはとても重要な点である。スポーツは、アスリートに対しても、そして、スポーツを観戦する人に対しても与えるものがたくさんあるということだと思う。

私の国、スイスのような国は、様々なコミュニティから成り立っている。起源も言語も宗教も違うが、スポーツは共通である。すなわち、スポーツがあることで団結できるということでもある。そのような包摂性はとても重要である。人種、大陸が異なっても、また障害者であっても障害をもっていない人でも、スポーツを通じて団結できる。

また、スポーツの価値の一つに、尊重し合うことがある。まず自分に対してごまかさない、例えば禁止物質は使わないということによって自己尊重をすることが挙げられる。加えて、相手を尊重することもスポーツを通じて学ぶことができる。

スポーツでは、常に勝つわけではなく、負けることを知る。自分より強い人がいるということも分かる。スポーツは、人生そのものである。社会では、常に自分より優秀な人がいる。これが人生の現実であるし、それに適切に対応しなければならない。スポーツだけではなく、人生の上でも、次回は勝てるようにめげずに自己向上に努めることに意義がある。これは人生そのもので、スポーツだけの問題ではない。

このように、スポーツは、本当に重要な役割を果たしている。スポーツは、若い人にとっての人生の学校みたいなものである。このパネルディス

カッションで、スポーツの価値について様々な視点から言及されて非常に有意義であったと思う。

### 3 質疑応答

#### 質問者:

例えば、監督や選手からセクハラ等の被害を受けたという申立てがあつて、競技団体がセクハラをした人を処分しなかった場合に、その被害を受けたという方からの申立てをJSAAは受付けるかどうか。

#### 道垣内:

処分をされた方がその処分が不当であるとして、仲裁を申立てることはこれまでと同様に申立は可能であるが、処分をすべきであるのに処分しなかったときにどうなるかという点に関しては、不作為ということで処分をしないことを決定と見立てて、それを争うことを認めた仲裁判断がすでにあるので、仲裁申立ては可能である。

#### 質問者:

競技団体のした処分・決定が取り消される場合の基準に、「処分・決定の内容に関するもの」として、(a) 処分・決定の根拠となる規則自体が法秩序に反するか著しく合理性を欠く場合、(b) 処分・決定が自ら制定した規則に違反している場合、(c) 処分・決定が規則には違反していないものの、著しく合理性を欠いている場合とある。また、「処分・決定に至る手続に関するもの」として、(d) 処分・決定に至る手続に瑕疵がある場合とある。その中で、(a) 処分・決定の根拠となる規則自体が法秩序に反するか著しく合理性を欠く場合には、パネルディスカッションの中の話では、競技団体に対する処分は法の外にあるというお話だったと思うが、例えばセクハラ等は、何に照らして法秩序に反すると判断するのか。

#### 道垣内:

スポーツ団体の処分が法の外にあるという趣旨ではなく、日本の裁判制度は、スポーツ界の中の紛争についてまで裁判所で受け付けないという制度となっている。他国では、随分思い切った介入

をしてくる国もあるが、日本の裁判所ではスポーツに関する紛争は法律上の争訟ではないと認識している。しかし、スポーツ団体の処分が法の外にあるわけではないので、例えば、競技団体の中の規則で、人種、性別、年齢などの差別がある場合に、ルール自体が法律に違反しているということになると考えられる。

#### ヨーコ ゼッターランド：

本日、シンポジウムのパネルディスカッションで、司会を務め、様々な分野からお話を聞いた中で、いくつかわかったことがあります。みんな、スポーツが好きである。スポーツが好きだか

ら、スポーツ界やスポーツがよくなってほしい。そして、みんな、どうすればより一層スポーツの価値を高めていくことができるのかということ、常々考えている。そして、より一層スポーツの価値を高めていくことの一つに、JSAAが果たす役割として大きなものがあるのではないかと考える。これから、日本のスポーツ界やスポーツの価値を高めるべく、世界でも認められるように、スポーツを安心して楽しみ、また享受できる国であることを、スポーツを通じて、JSAAを通じて示していけることができたらいと強く思った。

以上









信じよう。スポーツの力を。



FOR ALL SPORTS OF JAPAN

  toto や BIG の収益は、日本のあらゆるスポーツに役立てられています。